延寿荘「介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」 重要事項説明書

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）(以下「介護予防訪問介護相当サービス等」という。)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「呉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則に基づき、介護予防訪問介護相当サービス等の提供契約終結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護予防訪問介護相当サービス等を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　愛栄会
代表者氏名	理事長　栗原　毅
法人所在地	広島県呉市広町字中横路2445番地
電話番号	(0823)71-6776
法人設立年月日	平成元年7月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	延寿荘訪問介護事業所
介護保険指定事業者番号	3470500467
事業所所在地	広島県呉市広町字中横路2445番地
連絡先	電話(0823)71-6776　　FAX(0823)71-6799

(2) 事業の目的・運営の方針

○目的　社会福祉法人愛栄会が開設する延寿荘訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防訪問介護相当サービス等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営にに関する事項を定め、要支援状態にある者又は事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正な介護予防訪問介護相当サービス等を提供することを目的とします。

○運営の方針

ア　事業所は、介護保険法の主旨にそって、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防訪問介護計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる支援を行うものとする。

イ　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(日曜日及び12月29日から1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日(特例:日曜日)（ただし、12月29日から1月3日を除く)
サービス提供時間	8:00～18:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	原本　一

職	職務内容	人員数
管理者	1　従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　1名
サービス提供責任者	1　介護予防訪問介護相当サービス等の利用の申込に係る調整を行います。 2　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3　サービス担当者会議への出席により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 4　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5　訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 6　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 8　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 9　利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防計画を作成します。 10　介護予防サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 11　介護予防サービス計画の内容について、利用者の同意　を得たときは、介護予防サービス計画書を利用者に交付します。 12　介護予防サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行います。 13　上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行います。	常勤　1名
訪問介護員	1　介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防訪問介護のサービスを提供します。 2　サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 3　サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 4　サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	常勤兼務　1名 非常勤　5名
事務職員	必要な事務に当たります。	常勤兼務　1名

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1)　提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護予防サービス計画の作成		利用者に係る介護予防訪問介護相当サービス等事業者が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防サービス計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。 ○　利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。)を行います。
	自立生活支援のための見守り的援助	○　入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒防止のための声かけ、気分の確認などを含みます。)を行います。 ○　ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○　排泄等の際の移動時、転倒をしないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る) ○　車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○　洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声掛けを行います。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2)　通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、呉市(川尻町・安浦町・下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町・音戸町・倉橋町を除く)とする。

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為(褥瘡の処置・摘便など)、座薬の挿入などできない内容があります
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除)
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
⑨ 原則として、利用者宅の鍵のお預かりはいたしません 鍵の取り扱いについては、利用者又はご家族とご相談させていただきます

(4)提供するサービスの利用料金、利用者負担金額について

(基本利用料)

サービス提供区分		訪問型サービス11		訪問型サービス12		訪問型サービス13	
		週1回程度の利用が必要な場合		週2回程度の利用が必要な場合		週3回程度の利用が必要な場合	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合(月額)	基本(1割負担の場合)	(月額)11,760円	(月額)1,176円	(月額)23,490円	(月額)2,349円	(月額)37,270円	(月額)3,727円
日割計算となる場合(日額)	基本(1割負担の場合)	(日額)390円	(日額)39円	(日額)770円	(日額)77円	(日額)1,230円	(日額)123円

(加算)

加算		利用料		利用者負担額		備考	
初回加算		2,000円		200円		初回利用月のみ	
高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型独自サービス11	通常の場合	120円	通常の場合	12円	1月当たり	(注1)非該当
		日割り計算の場合	10円	日割り計算の場合	1円	1日当たり	
	訪問型独自サービス12	通常の場合	230円	通常の場合	23円	1月当たり	
		日割り計算の場合	10円	日割り計算の場合	1円	1日当たり	
	訪問型独自サービス13	通常の場合	370円	通常の場合	37円	1月当たり	
		日割り計算の場合	10円	日割り計算の場合	1円	1日当たり	
介護職員等処遇等改善加算Ⅱ		所定単位数×22.4%×10		所定単位数×22.4%		1月当たり	

＊ (注1)虐待の発生または、その再発を防止するための指針や記録・研修会の整備がなされていない場合に適用されるものです。

※ 上記に記載された利用者負担額は1割負担の方の金額であり、2割、3割負担の方は2又は3を掛けた金額となります。(負担割合証に示された割合です。)

※ 通常は月額の金額となりますが、場合により日割りでの金額となることがあります。その場合はそれぞれ定められた金額に契約日数を掛けた金額がその月の利用料、利用者負担額となります。そのため、月ごとに金額が変動します。

※ 「週○回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※　適切なサービス提供等により結果的に、利用者の状態が改善する等、当初のサービス提供区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※　利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要なる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※　新規に介護予防サービス計画を作成した利用者に対して、提供責任者が初回若しくは初回の属する月に介護予防訪問介護を行った場合、又は、当事業所の訪問介護員等が初回若しくは初回の属する月に介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、初回加算を別表のとおり加算せていただきます。

◇　保険給付として不適切な事例への対応について

(1)　次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
・ 自家用車の洗車・清掃等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

主として訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

・ 草むしり
・ 花木の水やり
・ 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
・ 植木の剪定等の園芸
・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

4 その他の費用について

<table>
<tr><td>① 交通費</td><td colspan="2">利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② キャンセル料</td><td colspan="2">利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更の場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。
利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。
※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</td></tr>
<tr><td>利用予定日の前日までに申し出があった場合</td><td>無料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用予定日の前日までに申し出がなかった場合</td><td>当日の利用料金の10%</td></tr>
<tr><td>(自己負担相当額)</td></tr>
</table>

③ サービス利用時の公共機関(バス等)利用に係るヘルパーの運賃等	利用者負担
④ 利用者に提供する食事の材料に係る費用	利用者負担

ア 利用料金のお支払方法

利用料の計算は、サービスの提供毎に確認印をいただき、1ヵ月毎に計算し、ご請求しますので、請求月の25日までに以下の方法でお支払ください。

(1) 振込の場合は次の口座にお振込ください。

広島銀行 広支店 普通口座	3133851
口座名義人	社会福祉法人 愛栄会

(2) 利用者指定の口座からの自動振替

ご利用いただける金融機関 ： **広島銀行、呉信用金庫**となっておりますので、ご相談ください。

(3) 現金支払

お支払の確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 訪問介護サービスに関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供に当っては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア 利用者から交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員

交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービスの提供にあたって

ア サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無、及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

イ 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等と場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

ウ 利用者に係る介護予防訪問介護相当サービス等事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「介護予防サービス計画」を作成します。なお、作成した「介護予防サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

エ サービスの提供は「介護予防サービス計画」に基づいて行います。なお、「介護予防サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

オ 介護予防訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は介護予防訪問型サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

カ 介護予防訪問型サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

6 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。また、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。又、緊急的に家族や利用者からサービスの要望が有った場合は、速やかにケアマネジャーと調整を行い、必要に応じてサービスの提供に当ります。

連絡先	延寿荘訪問介護事業所	(0823)71-6776
担当者	サービス提供責任者	蕪未　真理
	担当者不在の場合は、速やかに他の職員が対応し、担当者と調整を行います。	
対応時間	午前8時30分から午後5時30分	

7　身体拘束等

利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うものとします。

8　虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。

イ　虐待防止のための指針を整備すること。

ウ　訪問介護員などに対し、虐待の防止のための定期定な研修（年2回以上）を実施すること。

エ　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

9　非常災害対策（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護予防訪問介護相当サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

10　事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11　身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた場合には、いつでも身分証を提示します。

12　心身の状況の把握

指定介護予防訪問介護の提供に当っては、介護予防訪問介護相当サービス等事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13　居宅介護支援事業者との連携

①　介護予防訪問介護相当サービス等の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

②　サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防訪問介護相当サービス等事業者に速やかに交付します。

③　サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防訪問介護相当サービス等事業者に送付します。

14　サービス提供の記録

①　介護予防訪問介護相当サービス等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

②　事業所は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

③　利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15　衛生管理等

①　訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②　介護予防訪問介護相当サービス等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③　事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとします。

16　秘密保持等

事業所は、介護予防訪問介護相当サービス等事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従事者との雇用契約の内容とする等、必要な措置を講じます。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。

17　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ア　提供した介護予防訪問介護相当サービス等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は別紙のとおりとします。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (担当者) (所在地) (電話番号) (FAX番号) (受付時間)	延寿荘訪問介護事業所苦情相談窓口 管理者　　原本　一 広島県呉市広町字中横路2445番地 (0823)71-6776 (0823)71-6799 8:30～17:30（土・日・祝を除く）
【市町の窓口】 (電話番号) (FAX番号) (受付時間)	呉市役所介護保険課 (0823)25-2626 (0823)22-8529 8:30～17:15（土・日・祝を除く）
【公的団体の窓口】 (電話番号) (FAX番号) (受付時間)	広島県国民健康保険団体連合会 (082)544-0783 (082)511-9126 8:30～17:15（土・日・祝を除く）

【苦情処理第三者委員】	
○氏名　新名谷　敏美 住所　呉市郷原町642-1 TEL　0823-77-0059	○氏名　島　靖子 住所　呉市阿賀北2-5-19 TEL　090-6406-9671
○氏名　駄賀　健治 住所　呉市安浦町内平540番地 TEL　080-5235-1130	

18　その他運営についての重要事項

①　事業所は、適切な介護予防訪問介護相当サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

②　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、その業務体制を整備します。

19　第三者による評価の実施

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

20　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、呉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所　在　地	広島県呉市広町字中横路2445番地
	事業所名	延寿荘訪問介護事業所
	管理者名	管理者　　原本　一　　印
	説明者名	サービス提供責任者　　蕪未　真理　　印

(契約者)　私は、利用契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防訪問介護相当サービス等の提供開始に同意し受け取りました。

利用者	住　所	
	氏　名	印

(代理人)　私は、契約者の意志を確認したうえ、上記署名を代行しました。

代理人	住　所	
	氏　名	(続柄　　　　)　印